

○東京都産業廃棄物処理に係る行政処分要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)に基づく産業廃棄物の処理に係る不利益処分(以下「行政処分」という。)を行う基準と事務手続を明確にし、行政処分の公正を保ち、透明性の向上を図るとともに、産業廃棄物の適正処理を確保することを通じて、都民の健康を守り、安全な生活環境を実現させることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱の用語の意味は、次のとおりとする。

- 一 事業者 産業廃棄物の排出者
- 二 事業 許可を受けた産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物処分業
- 三 処理業者 許可を受けた産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物処分業者
(法第14条第1項、法第14条第6項、法第14条の4第1項、法第14条の4第6項)
- 四 当事者 行政処分の対象となる者
- 五 参加人 行政手続法(平成5年法律第88号)第17条第2項に規定する参加人
- 六 処理施設 設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設(許可を受けたとみなされるものを含む。)
(法第15条第1項)
- 七 設置者 処理施設を設置している者
- 八 処理基準 産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準
(法第12条第1項、法第12条の2第1項)
- 九 保管基準 産業廃棄物保管基準又は特別管理産業廃棄物保管基準
(法第12条第2項、法第12条の2第2項)
- 十 委託基準 事業者の産業廃棄物委託基準若しくは特別管理産業廃棄物委託基準又は処理業者の産業廃棄物再委託基準若しくは特別管理産業廃棄物再委託基準
(法第12条第6項、法第12条の2第6項、法第14条第16項ただし書、法第14条の4第16項ただし書)
- 十一 中間処理 産業廃棄物の発生から最終処分(埋立処分、海洋投入処分(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)に基づき定められた海洋への投入の場所及び方法に関する基準に従って行う処分をいう。))又は再生をいう。以下同じ。)が終了するまでの一連の処理の行程の途中において行う産業廃棄物の処分
- 十二 中間処理業者 中間処理を行う者
(法第12条第5項)
- 十三 管理票 産業廃棄物管理票
(法第12条の3)
- 十四 処理 分別、保管、収集、運搬、処分等

十五 処分 中間処理又は最終処分

十六 違反行為 法又は法に基づく処分に違反する行為

十七 違反行為への関与 他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又は他人が違反行為をすることを助けること。

十八 欠格要件 法第14条第5項第2号イからへまでに掲げる事項

第2章 行政処分の基準等

(改善命令)

第3条 東京都知事（以下「知事」という。）は、処理基準に適合しない収集、運搬若しくは処分が行われた場合又は保管基準に適合しない保管が行われた場合が必要であると認めるときは、その行為を行った者（事業者及び処理業者並びに法第15条の4の5第3項第1号に規定する国外廃棄物を輸入した者に限る。）に対し、期限を定めて、その方法の変更及びその他必要な改善を命令する。

（法第19条の3）

(措置命令)

第4条 知事は、処理基準又は保管基準に適合しない保管、収集、運搬又は処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合が必要であると認めるときは、法第19条の5第1項各号に掲げる者（以下「処分者等」という。）に対し、期限を定めてその支障の除去又は発生の防止のために必要な措置（以下「支障の除去等の措置」という。）を命令する。

（法第19条の5）

2 知事は、処理基準又は保管基準に適合しない保管、収集、運搬又は処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、法第19条の6第1項各号のいずれにも該当すると認められる場合が必要であると認めるときは、その事業活動に伴い当該産業廃棄物を生じた事業者（当該産業廃棄物が中間処理後の産業廃棄物である場合にあつては当該産業廃棄物に係る産業廃棄物の発生から当該処分に至るまでの一連の処理の行程における事業者及び中間処理業者とし、当該収集、運搬又は処分が法第15条の4の3第1項の認定を受けた者の委託に係る収集、運搬又は処分である場合にあつては当該産業廃棄物に係る事業者及び当該認定を受けた者とし、処分者等を除く。）に対し、期限を定めて、支障の除去等の措置を命令する。

（法第19条の6）

(事業の停止命令・許可の取消し)

第5条 事業の停止命令及び事業の許可の取消しの要件及び内容は、別表1のとおりとする。

（法第14条の3、法第14条の3の2、法第14条の6）

(処理施設の改善命令)

第6条 法第15条の2の7第1号又は第2号に該当する場合が必要であると認めるときは、設置者に対し、期限を定めて処理施設について必要な改善を命令する。

(法第15条の2の7)

(処理施設の使用停止命令・許可の取消し)

第7条 処理施設の使用停止命令及び処理施設の許可の取消しの要件及び内容は、別表2のとおりとする。

(法第15条の2の7、法第15条の3)

第3章 行政処分の手続

(趣旨)

第8条 行政処分を行うときは、この要綱の規定によるほか、行政手続法及び聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年東京都規則第169号）の規定による。

(行政処分の手続の開始)

第9条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、行政処分の手続を開始し、その事案の調査結果の内容を記載した調書（以下「行政処分検討調書」という。）を作成する。

- 一 事業者、処理業者、設置者等が違反行為又は違反行為への関与をしたとき。
- 二 処理業者又は設置者が欠格要件に該当するに至ったとき。
- 三 処理業者又は設置者が他の道府県知事又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第27条第1項の指定都市（以下「政令で定める市」という。）の長等による行政処分を受けたとき。
- 四 その他、知事が必要と認めるとき。

(意見陳述)

第10条 知事は、行政処分を行おうとするときは、次の各号に定める方法で当事者の意見陳述の機会を設ける。

- 一 次のいずれかに該当するときは、聴聞を行う。
 - イ 事業の許可の取消し
 - ロ 処理施設の許可の取消し
 - ハ イ及びロのほか、知事が聴聞を行うことが相当と認めるとき。
 - 二 前号イからハまでのいずれにも該当しないときは、弁明の機会を付与する。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。
- 一 生活環境保全上の支障が現に生じており、早急にその支障を除去する必要があるため、前項に規定する意見陳述のための手続を執ることができないとき。
 - 二 生活環境保全上の支障が生じるおそれがあり、支障が生じた後では支障の除去若しくは生活環境の回復が望めないことから、早急にその支障を除去する必要があるため、前項に規定する意見陳述のための手続を執ることができないとき。
 - 三 処理業者又は設置者が欠格要件に該当するに至った場合であって、当該欠格要件の該当の事実が裁判所の判決書その他の客観的な資料により直接証明されたとき。
 - 四 その他、行政手続法第13条第2項各号のいずれかに該当すると知事が認めるとき。

(聴聞)

第11条 知事は、聴聞を行おうとするときは、聴聞の日の1週間前の日までに当事者に対し、次の各号に掲げる事項を記載した聴聞通知書を交付して通知する。

- 一 聴聞の件名
 - 二 予定される行政処分の内容と根拠法令の条項
 - 三 行政処分の原因となる事実
 - 四 聴聞の日時及び場所
 - 五 聴聞に関する事務担当者の連絡・照会先
 - 六 聴聞の日に出席して意見を述べ、証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出できること。
 - 七 聴聞の日に出席する代わりに陳述書及び証拠書類等を提出できること。
 - 八 聴聞が終結するまでの間、行政処分検討調書その他の当該聴聞に係る不利益処分の原因となる事実を証する資料を閲覧できること。
 - 九 代理人を選任できること。
 - 十 聴聞の日に主宰者の許可を得て、補佐人とともに出席できること。
 - 十一 正当な理由なく聴聞の日に欠席し、かつ、その日までに陳述書又は証拠書類等が提出されないときは、聴聞が終結すること。
 - 十二 主宰者が作成する、聴聞の審理の経過を記載した調書（以下「聴聞調書」という。）並びに行政処分の原因となる事実に対する当事者及び参加人の主張に理由があるかどうかについての意見を記載した報告書（以下「聴聞報告書」という。）を閲覧できること。
- 2 知事は、当事者の所在が判明しない場合は、前項の規定による通知を、次の各号に掲げる事項を記載した書面を東京都庁又は東京都多摩環境事務所の掲示場に公示することで行う。この場合においては、公示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知が当事者に到達したものとみなす。
- 一 当事者の名称又は氏名
 - 二 聴聞の日時及び場所
 - 三 聴聞に関する事務担当者の連絡・照会先
 - 四 前項の聴聞通知書をいつでも当事者に対して交付する旨
- 3 聴聞は、環境局資源循環推進部計画課長（以下「計画課長」という。）が主宰する。ただし、計画課長が主宰できないときは、環境局資源循環推進部の副参事の職にある者のうち、不法投棄対策担当課長以外の副参事で計画課長の指名する者が主宰する。
- 4 前項の規定にかかわらず、行政処分の対象となる事実が多摩地区で発生した場合にあっては、東京都多摩環境事務所管理課長（以下「管理課長」という。）が聴聞を主宰し、管理課長が主宰できないときは、東京都多摩環境事務所の副参事の職にある者のうち、東京都多摩環境事務所廃棄物対策課長以外の副参事で管理課長の指名する者が主宰する。
- 5 主宰者は、当事者以外の者であって、当該行政処分に利害関係を有すると認められる者に対し、当該聴聞手続に参加することを求め、又は当該聴聞手続に参加することを許可することができる。
- 6 主宰者は、聴聞の日ごとに、聴聞調書を作成し、聴聞終結後、聴聞報告書を作成する。
- 7 主宰者は、当事者又は参加人の求めに応じ、聴聞調書及び聴聞報告書を閲覧させる。
- 8 主宰者が必要と認めるときは、警察に協力を求める。

(弁明)

第12条 弁明は、当事者が弁明を記載した書面（以下「弁明書」という。）を提出して行うものとする。

2 知事は、弁明の機会を設けるときは、弁明書の提出期限の1週間前の日までに、当事者に対し次の各号に掲げる事項を記載した弁明の機会の付与通知書を交付して通知する。

一 弁明の件名

二 予定される行政処分の内容と根拠法令の条項

三 行政処分の原因となる事実

四 弁明書の提出先及び提出期限

五 代理人を選任できること。

六 提出期限までに弁明書が提出されないときは、改めて弁明の機会の付与を行わないこと。

3 知事は、当事者の所在が判明しない場合は、前項の規定による通知を、次の各号に掲げる事項を記載した書面を東京都庁又は東京都多摩環境事務所の掲示場に公示することで行う。この場合において、公示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知が当事者に到達したものとみなす。

一 当事者の名称又は氏名

二 弁明書の提出先及び提出期限

三 前項の弁明の機会の付与通知書をいつでも当事者に対して交付する旨

(行政処分の決定)

第13条 知事は、行政処分の決定に当たっては、聴聞調書及び聴聞報告書又は弁明書の内容を十分に考慮する。

(本人通知)

第14条 行政処分を行うことを決定したときは、当事者に対し行政処分の内容、根拠条項及び行政処分を行う理由を明記した行政処分通知書を交付する。

(審査請求の制限)

第15条 行政手続法第2節の規定に基づく処分又はその不作為については、審査請求をすることができない。

第4章 雑則

(行政処分事実の公表)

第16条 知事は、行政処分を行った場合は、その事実を公表する。

(東京都廃棄物条例（平成4年東京都条例第140号）第20条の2）

(関係機関への通知)

第17条 知事は、事業の停止命令、事業の許可の取消し、処理施設の使用停止命令若しくは処理施設の許可の取消しを行ったとき又は事業若しくは処理施設の許可の申請時において欠格要件に該当していたにもかかわらず瑕疵による許可が行われていたことが明らかとなり当該許可の取消しを行ったときは、その事実を環境省、道府県及び政令で定める市に通知する。

(支障の除去等の措置)

第18条 知事は、法第19条の5第1項に規定する場合において、生活環境保全上の支障が現に生じており、早急にその支障を除去する必要があると認める場合又は生活環境保全上の支障が生じるおそれがあり、支障が生じた後では支障の除去若しくは生活環境の回復が望めないと認める場合で、かつ、法第19条の8第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、自ら支障の除去等の措置の全部又は一部を行う。

(刑事告発)

第19条 違反行為を確認した場合は、刑事告発を行う。

附則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成13年7月16日から施行する。

附則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成14年1月1日から施行する。

附則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成17年12月15日から施行する。

附則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成24年2月23日から施行する。

附則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附則

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和2年1月31日から施行する。

別表1 処理業者に対する行政処分の基準（要綱第5条関係）

処分の要件	処分の内容
<p>1 法第14条の3の2第1項第1号、第2号、第3号及び第4号（法第14条の6において準用する場合を含む。）に該当するとき。 （処理業者が欠格要件に該当するに至ったとき。）</p>	<p>事業の許可の取消し</p>
<p>2 法第14条の3の2第1項第5号（法第14条の6において準用する場合を含む。）に該当するとき。 （処理業者が次の違反行為又は違反行為への関与をしたとき。）</p> <p>① 法第25条第1項各号及び同条第2項に規定する違反行為 無許可営業（第1項第1号） 不正手段による営業許可取得（第1項第2号） 無許可事業範囲変更（第1項第3号） 不正手段による事業範囲変更許可取得（第1項第4号） 事業停止命令違反、措置命令違反（第1項第5号） 委託基準違反（第1項第6号） 名義貸しの禁止違反（第1項第7号） 処理施設無許可設置（第1項第8号） 不正手段による施設設置許可取得（第1項第9号） 処理施設無許可変更（第1項第10号） 不正手段による施設変更許可取得（第1項第11号） 無確認輸出（第1項第12号） 受託禁止違反（第1項第13号） 廃棄物の投棄禁止違反（第1項第14号） 廃棄物の焼却禁止違反（第1項第15号） 指定有害廃棄物の処理禁止違反（第1項第16号） 無確認輸出・不法投棄・不法焼却未遂（第2項）</p> <p>② 法第26条各号に規定する違反行為 委託基準違反、再委託禁止違反（第1号） 処理施設の改善命令・使用停止命令違反、改善命令違反（第2号） 処理施設の無許可譲受け、無許可借受け（第3号） 無許可輸入（第4号） 輸入許可条件違反（第5号） 廃棄物の不法投棄・不法焼却目的の収集運搬（第6号）</p> <p>③ 法第27条に規定する違反行為 無確認輸出予備</p>	<p>事業の許可の取消し</p>
<p>3 法第14条の3第1号（法第14条の6において準用する場合を含む。）に該当するとき。 （処理業者が次の違反行為又は違反行為への関与をしたとき。）</p>	
<p>① 法第27条の2各号に規定する違反行為 虚偽管理票交付（第6号） 管理票に係る勧告の措置命令違反（第11号）</p>	<p>事業の停止 90日間</p>
<p>② 法第28条第2号に規定する違反行為 土地形質変更の計画変更命令・措置命令違反</p>	
<p>③ 法第29条第2号に規定する違反行為 処理施設使用前検査受検義務違反</p>	<p>事業の停止 60日間</p>

<p>④ 法第27条の2各号に規定する違反行為 管理票交付義務違反、管理票記載義務違反、管理票虚偽記載（第1号） 運搬受託者の管理票写し送付義務違反、管理票記載義務違反、虚偽記載（第2号） 運搬受託者の管理票回付義務違反（第3号） 処分受託者の管理票写し送付義務違反、記載義務違反、虚偽記載（第4号） 管理票・同写し保存義務違反（第5号） 引受禁止違反（第7号） 虚偽管理票写し送付・虚偽報告（第8号） 電子管理票虚偽登録（第9号） 電子管理票報告義務違反・虚偽報告（第10号）</p>	<p>事業の停止 30日間</p>
<p>⑤ 法第29条各号に規定する違反行為 保管届出義務違反（第1号（法第12条第3項又は第12条の2第3項に係る部分に限る。）） 処理困難通知義務違反・虚偽通知（第4号） 処理困難通知保存義務違反（第5号） 土地形質変更届出義務違反・虚偽届出（第6号）</p>	
<p>事故時応急措置命令違反（第7号）</p>	<p>応急措置に必要な期間の停止</p>
<p>⑥ 法第30条各号に規定する違反行為 帳簿備付け・記載・虚偽記載・保存義務違反（第1号） 事業廃止・事業変更届出義務違反、処理施設変更届出・処理施設相続届出義務違反、虚偽届出（第2号） 定期検査拒否・妨害・忌避（第3号） 維持管理事項記録・虚偽記載・備付け義務違反（第4号） 処理責任者等設置義務違反（第5号） 報告拒否、虚偽報告（第7号） 立入検査拒否・妨害・忌避（第8号） 技術管理者設置義務違反（第9号）</p>	<p>事業の停止 30日間</p>
<p>⑦ その他の違反行為</p>	<p>事業の停止 10日間</p>
<p>4 法第14条の3第2号（法第14条の6において準用する場合を含む。）に該当するとき。 （処理業者の事業の用に供する施設又は能力が、許可の基準に適合していないとき。）</p>	
<p>改善が不可能な場合（法第14条の3の2第2項を適用）</p>	<p>事業の許可の取消し</p>
<p>改善が可能な場合</p>	<p>事業の停止 改善に必要な期間</p>
<p>5 法第14条の3第3号（法第14条の6において準用する場合を含む。）に該当するとき。 （処理業者が事業の許可に付された生活環境の保全上必要な条件に違反したとき。）</p>	<p>事業の停止 30日間</p>

別表2 設置者に対する行政処分の基準（要綱第7条関係）

処分の要件	処分の内容
<p>1 法第15条の3第1項第1号に該当するとき。 （設置者が欠格要件に該当するに至ったとき。）</p>	<p>処理施設の許可の取消し</p>
<p>2 法第15条の3第1項第2号に該当するとき。 （設置者が次の違反行為又は違反行為への関与をしたとき。）</p> <p>① 法第25条第1項各号及び同条第2項に規定する違反行為 無許可営業（第1項第1号） 不正手段による営業許可取得（第1項第2号） 無許可事業範囲変更（第1項第3号） 不正手段による事業範囲変更許可取得（第1項第4号） 事業停止命令違反、措置命令違反（第1項第5号） 委託基準違反（第1項第6号） 名義貸しの禁止違反（第1項第7号） 処理施設無許可設置（第1項第8号） 不正手段による施設設置許可取得（第1項第9号） 処理施設無許可変更（第1項第10号） 不正手段による施設変更許可取得（第1項第11号） 無確認輸出（第1項第12号） 受託禁止違反（第1項第13号） 廃棄物の投棄禁止違反（第1項第14号） 廃棄物の焼却禁止違反（第1項第15号） 指定有害廃棄物の処理禁止違反（第1項第16号） 無確認輸出・不法投棄・不法焼却未遂（第2項）</p> <p>② 法第26条各号に規定する違反行為 委託基準違反、再委託禁止違反（第1号） 処理施設の改善命令・使用停止命令違反、改善命令違反（第2号） 処理施設の無許可譲受け、無許可借受け（第3号） 無許可輸入（第4号） 輸入許可条件違反（第5号） 廃棄物の不法投棄・不法焼却目的の収集運搬（第6号）</p> <p>③ 法第27条に規定する違反行為 無確認輸出予備</p>	<p>処理施設の許可の取消し</p>
<p>3 法第15条の2の7第3号に該当するとき。 （設置者が次の違反行為又は違反行為への関与をしたとき。）</p>	
<p>① 法第27条の2各号に規定する違反行為 虚偽管理票交付（第6号） 管理票に係る勧告の措置命令違反（第11号）</p>	<p>処理施設の使用停止90日間</p>
<p>② 法第28条第2号に規定する違反行為 土地形質変更の計画変更命令・措置命令違反</p>	
<p>③ 法第29条第2号に規定する違反行為 処理施設使用前検査受検義務違反</p>	<p>処理施設の使用停止60日間</p>

<p>④ 法第27条の2各号に規定する違反行為 管理票交付義務違反、管理票記載義務違反、管理票虚偽記載（第1号） 運搬受託者の管理票写し送付義務違反、管理票記載義務違反、虚偽記載（第2号） 運搬受託者の管理票回付義務違反（第3号） 処分受託者の管理票写し送付義務違反、記載義務違反、虚偽記載（第4号） 管理票・同写し保存義務違反（第5号） 引受禁止違反（第7号） 虚偽管理票写し送付・虚偽報告（第8号） 電子管理票虚偽登録（第9号） 電子管理票報告義務違反・虚偽報告（第10号）</p>	<p>処理施設の使用 停止30日間</p>
<p>⑤ 法第29条各号に規定する違反行為 保管届出義務違反（第1号（法第12条第3項又は第12条の2第3項に係る部分に限る。）） 処理困難通知義務違反・虚偽通知（第4号） 処理困難通知保存義務違反（第5号） 土地形質変更届出義務違反・虚偽届出（第6号）</p>	
<p>事故時応急措置命令違反（第7号）</p>	<p>応急措置に必要な期間の停止</p>
<p>⑥ 法第30条各号に規定する違反行為 帳簿備付け・記載・虚偽記載・保存義務違反（第1号） 事業廃止・事業変更届出義務違反、処理施設変更届出・処理施設相続届出義務違反、虚偽届出（第2号） 定期検査拒否・妨害・忌避（第3号） 維持管理事項記録・虚偽記載・備付け義務違反（第4号） 処理責任者等設置義務違反（第5号） 報告拒否、虚偽報告（第7号） 立入検査拒否・妨害・忌避（第8号） 技術管理者設置義務違反（第9号）</p>	<p>処理施設の使用 停止30日間</p>
<p>⑦ その他の違反行為</p>	<p>処理施設の使用 停止10日間</p>
<p>4 法第15条の2の7第1号に該当するとき。 （処理施設の構造又はその維持管理が、法で規定する技術上の基準又は許可申請書に記載した設置に関する計画若しくは維持管理に関する計画に、適合していないとき。）</p>	
<p>改善が不可能な場合（法第15条の3第2項を適用）</p>	<p>処理施設の許可の取消し</p>
<p>改善が可能な場合</p>	<p>処理施設の使用 停止 改善に必要な期間</p>
<p>5 法第15条の2の7第2号に該当するとき。 （設置者の能力が許可の基準に適合していないとき。）</p>	
<p>改善が不可能な場合（法第15条の3第2項を適用）</p>	<p>処理施設の許可の取消し</p>
<p>改善が可能な場合</p>	<p>処理施設の使用 停止 改善に必要な期間</p>
<p>6 法第15条の2の7第4号に該当するとき。 （設置者が処理施設の許可に付した条件に違反したとき。）</p>	<p>処理施設の使用 停止30日間</p>